

平成30年度マンションに関する主な支援制度一覧

(年度ごとに助成内容が変更する場合があります。ご了承ください。)

①マンション計画修繕調査費助成制度

台東区内のマンションの大規模修繕の実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物（電気関係配線等を含む）及び設備（給排水）の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。予算の範囲内の事業ですので、年度途中で助成の受付を終了する場合があります。

※調査の実施と経費について、総会での決議が必要、過去10年以内に本制度の同じ調査項目の助成を受けていないこと等の要件があります。調査前に申請が必要です。

◇対象 ①分譲マンションの管理組合
②賃貸マンションを所有する個人又は法人（社宅・寮・公営住宅除く）で住民税（法人税）を滞納していないもの

◇助成金額 下記の1、2（千円未満切り捨て）又は、戸数に応じた助成限度額のいずれか少ない額

1 助成金額＝調査費（消費税を除く）×住宅専用面積／（住宅以外の専用面積＋住宅専用面積）×1／3

2 助成金額＝調査費（消費税を除く）×住戸数／全戸数×1／3

②マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

マンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。予算の範囲内の事業ですので、年度途中で助成の受付を終了する場合があります。

※バリアフリー工事の実施と経費について総会での決議が必要です。工事着手前の申請が必要です。

◇対象 以下のいずれかに該当し、延べ面積の1／2以上が居住用のマンション
①分譲マンションの管理組合
②賃貸マンションを所有する個人で住民税を滞納していないもの（社宅・寮・公営住宅除く）

◇対象工事 以下の①、②の工事で新たに設置するもの

①段差の解消（スロープの設置）

②手すりの取り付け（廊下・階段・EV内）

「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること

※予約制の事前相談（図面・工事個所の写真・見積書）が必要です。工事内容によっては、助成の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

◇助成金額 バリアフリー化工事に要した費用（消費税を除く）の1／3以内（千円未満切り捨て）かつ50万円以内

③マンションアドバイザー利用助成制度

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」、又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を利用した管理組合等に対して、派遣料を助成します。予算の範囲内の事業ですので、年度途中で助成の受付を終了する場合があります。

※センターに申込をする前に区への申請が必要です。

- ◇対象
- ①分譲マンションの管理組合（理事長又は区分所有者の代表者）
 - ②賃貸マンションの所有者
- ただし、建替え・改修アドバイザー制度は築30年以上のマンション
- ◇助成金額 派遣料全額(ただし、テキスト・資料代や派遣のキャンセル料は除く)

④マンション管理・修繕相談員派遣制度

マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員（マンション管理士又は一級建築士）をマンションの管理組合等（理事会・勉強会等）に派遣します。ご利用される2～3週間前に区に申請下さい。予算の範囲内の事業ですので、年度途中で受付を終了する場合があります。

- ◇対象
- ①分譲マンションの管理組合
 - ②賃貸マンションの個人所有者
- ◇派遣内容 同一マンションで年1回（2時間）まで
- ◇費用 無料（ただし、資料代や会場代等は除く）

⑤マンション管理組合登録制度

区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、分譲マンションの実態の把握、マンションの適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供等を行います。

⑥マンション理事長等連絡会

区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。今年度は2回開催予定です。事前登録していただいた分譲マンション宛に開催のお知らせを送付いたします。

①～⑥については区HPに詳しいパンフレットや案内を公開しています。

台東区役所HP<暮らしのガイド<住宅・快適すまいくマンション施策

問い合わせ先 ①～⑥ 台東区住宅課 マンション施策担当(台東区役所5階10番窓口)

電話 5246-1468

⑦マンション耐震改修工事等助成制度

台東区内のマンションにおいて、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

◇助成対象のマンション（次の全てに該当するもの）

- ①非木造の耐火・又は準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える
- ②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている
- ③法令等に違反して、現に是正の指導を受けていない

◇対象者 ①分譲マンションの管理組合又は管理組合法人

耐震アドバイザーを除き、耐震改修工事等の実施について、総会決議により承認を得ていること。

②賃貸マンションの所有者である個人又は中小企業者

住民税（個人又は法人）を滞納していないものに限る。
中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定する法人。

◇助成金額

- 1 耐震アドバイザー派遣
1回の派遣につき、2万円を限度とする。
（同一マンションにつき5回まで）
- 2 耐震診断、補強設計、耐震改修工事
助成対象費用（1㎡あたりの限度額あり）の1/2、又は
助成限度額のいずれか少ない額

⑧マンション耐震改修工事利子補給制度

区内のマンションが独立行政法人 住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用して耐震改修工事を行う場合、利子の一部を区が負担します。

◇対象となるマンション（以下すべてを満たすもの）

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲及び賃貸マンション
- ②非木造の耐火建築物又は準耐火建築物で、住戸面積が延べ面積の2分の1を超えること
- ③「台東区マンション耐震改修工事助成」における耐震改修工事助成をうけていること
- ④独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用すること

◇利子補給内容

- ・最大利子補給率 1.0%
- ・利子補給期間 7年
- ・利子補給対象融資限度額 5千万円

⑦⑧については区HPに詳しいパンフレットを公開しています。

台東区役所HP<暮らしのガイド<建築・まちづくり<耐震・アスベスト対策
問い合わせ先

【耐震アドバイザー派遣について】

台東区まちづくり推進課（台東区役所5階6番） 電話5246-1366

【耐震診断・補強設計・耐震改修工事、耐震工事利子補給制度について】

台東区住宅課マンション施策担当（台東区役所5階10番） 電話5246-1468

平成30年度 マンション関連相談事業 実施予定表

対象者： 区内の分譲マンションの所有者・ 区内の賃貸マンションの所有者

1 よろず相談室 (窓口・電話による事前予約制)

開催日	時間	会場	内容
4月19日(木)	午後1時30分～ 午後4時15分	台東区役所 5階 住宅課	マンションの日常生活のトラブル・管理・修繕についての個別相談(前月の20日から事前予約開始) 相談員 弁護士又は一級建築士 1回 45分
5月19日(土)			
7月19日(木)			
10月20日(土)			
11月15日(木)			
1月19日(土)			
3月14日(木)			

2 マンション管理セミナー (窓口・電話・FAX・電子申請による事前申込制)

開催日	時間(予定)	会場	内容
7月7日(土)	午後1時30分 ～午後3時	台東区役所 10階会議室	毎回その分野の専門家を招き、マンションの運営に必要な情報、最新動向等を講義形式でお伝えします。各回セミナーのテーマ等の詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1カ月前に広報や区 HP でお知らせします。また分譲マンションの管理組合宛に葉書等で案内もしていますので、お知らせ等が届いていない場合は、ご連絡下さい。
9月1日(土)			
12月1日(土)			
平成31年 2月2日(土)			

3 グループ相談会 (窓口・電話・FAX・電子申請による事前申込制)

開催日	時間(予定)	会場	内容
7月7日(土)	午後3時15分～ 午後4時30分	台東区役所 10階会議室	A～Cのテーマ別のグループに分かれて、相談します。参加者同士の相談内容を参考にしたり、意見交換を行います。詳細及び申込開始日は、開催日の概ね1カ月前に広報や区の HP でお知らせします。 A: マンションの日常生活上のトラブル(弁護士) B: 管理組合運営・管理業務(マンション管理士) C: 日常の維持管理、大規模修繕(一級建築士)
12月1日(土)			

4 理事長等連絡会 (窓口・電話・FAX・電子申請による事前申込制)

開催日	時間(予定)	会場	内容
7月21日(土)	午後2時～ 午後4時	台東区役所 10階会議室	区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行います。マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。
2月23日(土)			

上記1～4の申し込み・問い合わせ先

台東区住宅課 マンション施策担当 電話 03-5246-1468